

第1章 ともに支え合い健やかで いきいきと過ごせるまちづくり

第1節 子ども・子育て

第2節 地域福祉

第3節 社会保険

第4節 健康

第1章 ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり

第1節 子ども・子育て

1 教育・保育環境（幼児教育）*

関連するSDGs



将来のまちの姿

充実した教育・保育環境が整う子育てしやすいまち

現況と課題

近年、子どもの人口は減少傾向にあるものの、女性の社会進出が進む中、女性就業率が年々上昇し、それに伴う保育ニーズの増加などを要因に、依然として待機児童が生じており、特に1、2歳の低年齢児を中心に待機児童が生じている状況です。

このため、保護者の就労状況の変化や待機児童の状況に応じた必要な教育・保育の量を確保することが喫緊の課題であるとともに、教育・保育サービスを希望する人の教育ニーズの高まりを踏まえ、多様なニーズに対応する質の高い教育・保育の提供が求められています。

基本方針

「八千代市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に保育の受け皿の確保を進めるとともに、単に必要量を確保するだけでなく、教育希望のニーズの高まりも踏まえ、様々な手法を検討した上で、効率的かつ効果的な受け皿の確保に努めます。併せて、教育・保育の質の向上を図り、希望する教育・保育が選択できる子育てしやすい環境の整備に取り組みます。

施策内容

(1) 多様な保育ニーズへの対応

① 保育の受け皿の確保

- 受け皿の確保に当たっては、長期的視点に立ち、新たな施設整備は最小限に抑え、公立保育園や幼稚園の預かり保育など既存施設を最大限に活用します。また、幼稚園の預かり保育等については、就労している人でも利用しやすいように、預かり時間の延長や長期休業中における預かりの拡充に向け、取り組んでいきます。

② 公立保育園の効果的な活用

- 公立保育園の効率的かつ持続的な運営を確保するため、利用者の地域的な偏在や待機児童の状況を見極めつつ、定員及び施設配置など公立保育園のあり方の見直しに取り組みます。

*幼児教育：小学校入学前の幼児のための教育

(2) 子どもを育む教育・保育

① 教育・保育の質の向上

- 市内の幼稚園と保育園等が連携し、成長段階に応じた幼児教育・保育について、情報共有を図るための機会を提供するとともに、保育士や幼稚園教諭等に研修を行い、人材の資質向上に努めます。また、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児と児童の交流活動等を推進するほか、国が示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を関係機関と共有し、意見交換を図る場を設置するなど、幼稚園や保育園等と小学校の円滑な接続に努めます。

② 子どもが豊かに育つ教育の充実

- 健康で心豊かな子どもを育むために、一人ひとりの子どもの個性を活かし、豊かな育ちを保障する幼児教育の充実に努めます。また、公立保育園における幼児教育について、市民に分かりやすく伝わる手法を検討するほか、本市の実態に即した特色ある幼児教育について調査・研究を行います。

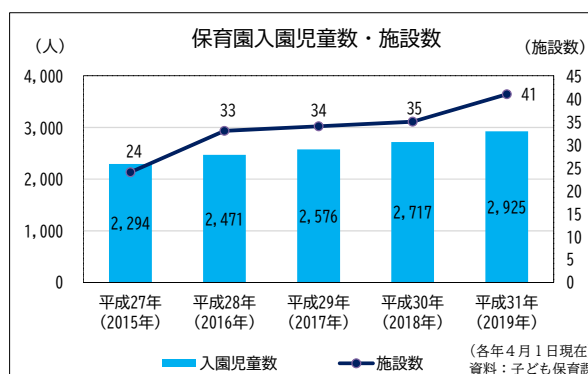
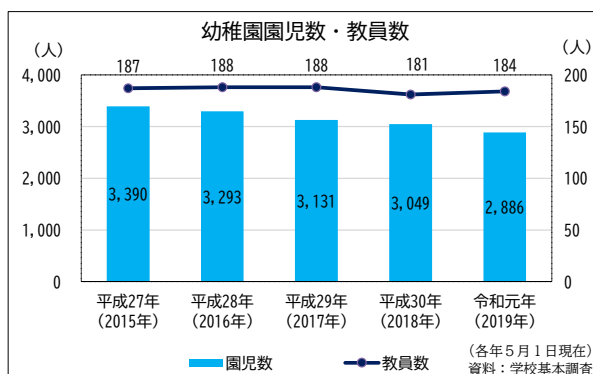
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
保育園待機児童数	31人	0人 (令和7年4月1日)

主な事業

- ▶ 民間保育園等施設整備助成事業
- ▶ 公立保育園施設改修事業
- ▶ 保育園運営事業
- ▶ 民間保育園運営事業

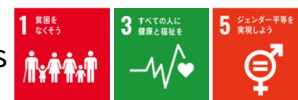
- 関連する個別計画：第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画



第1節 子ども・子育て

2 子育て環境

関連するSDGs



将来のまちの姿

安心して子育てができる環境が整ったまち

現況と課題

近年の少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域との関係の希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような時代背景の中で、子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、その第一義的責任を負っている親の子育てに対する不安や負担を和らげることがますます重要となっており、必要な情報の発信や相談体制の充実、地域でつながる機会の確保が必要です。

また、子どもが安心・安全に過ごせる居場所の確保に加え、異年齢の中で育つ機会の確保が重要となっています。

このため、子どもを生み、子育てする喜びが実感できるまちの実現に向け、市民や関係団体と連携し、地域全体で子育てを支える取組を充実させていくことが求められています。

基本方針

安心して子育てをするためには、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行っていくことが必要です。

このため、子育てで孤立することがないように保護者同士の交流の機会の提供や相談支援の充実のほか、子育てに関する情報提供の充実、一時預かり事業等の利便性の向上など子育てに対する不安や負担の軽減を図ります。

また、学童保育所や放課後子ども教室をはじめとした多様な子どもの居場所を確保していくなど、本市で子育てしたいと思える事業の展開を目指します。

(1) 切れ目のない子ども・子育て支援の充実

① 子育て相談と交流事業の充実

- 母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援の充実に取り組むため、子育て世代包括支援センターを設置するとともに、関連機関との連携体制の強化を図ります。
- 18歳未満の子どもとその家庭（妊産婦含む）の問題に対し、関係機関と連携した支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点の充実を図ります。
- 養育支援の必要な家庭の早期発見や子育ての孤立化の防止を図るため、地域子育て支援センターを拠点に各種教室や講座等を実施し、地域とつながる交流の機会を設けるとともに、市民や関係機関とのネットワーク化を図ります。

② 地域子ども・子育て支援の充実

- 全ての子育て家庭がそれぞれに合った支援を受けることができるように、一時預かり事業等の多様なサービスの充実に努めます。

③ 子育ての情報提供の充実

- メール配信や子育て情報サイトなどの多様な媒体を活用し、見やすさと分かりやすさに配慮した情報を発信することで、子育て家庭が必要な情報を入手しやすい環境を整備します。

④ 母子の健康づくりの推進

- 安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、予防接種法に基づく乳幼児、学童、生徒を対象とした各種定期予防接種、母子保健法に基づく各種健康診査や産後ケア事業等を行い、親子の健康増進を図ります。

(2) 子どもの健やかな成長の促進

① 放課後児童健全育成事業（学童保育所）の充実

- 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供できるよう、利用実態等を踏まえ、必要な整備を行います。
- 整備に当たっては、小学校内での開設を望むニーズが多いことから、子どもの安心・安全を考慮し、まずは小学校の余裕教室の活用を検討した上で、余裕教室の活用が困難な場合には、学校敷地内での設置を検討します。

② 子どもの遊び場などの居場所づくり

- 放課後子ども教室や乳幼児親子が自由に過ごせる居場所など、全ての子どもに自分らしく過ごせる居場所を提供できるよう、多種多様な居場所の充実と子どもの自主性や社会性の一層の向上に努めます。

(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

① 各種助成や給付による経済的支援

- 子どもやその保護者が安心・安全に過ごせるよう、子ども医療費の助成やひとり親家庭への給付など、子育て家庭への経済的支援を行います。

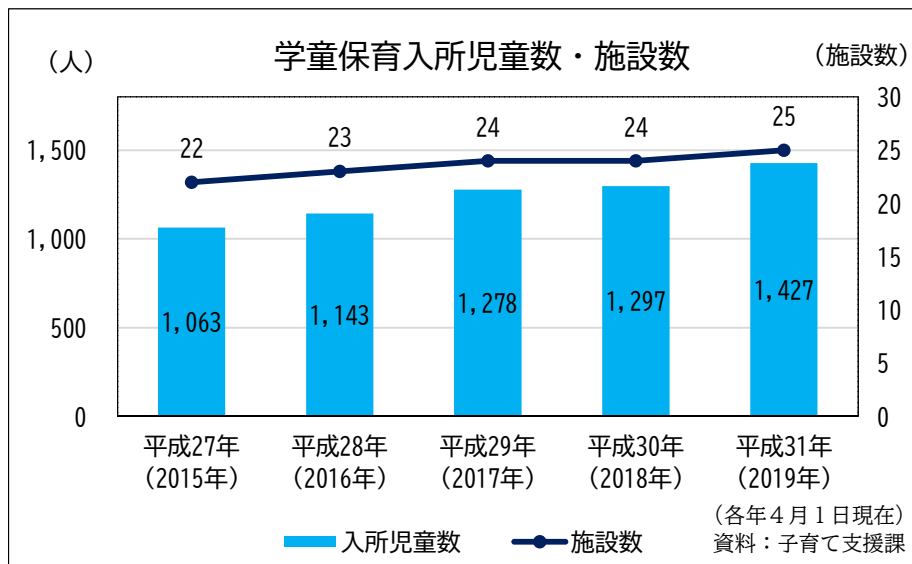
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
学童保育所待機児童数	134人	0人 (令和7年4月1日)
子育て支援サイト「にこにこ☆元気」閲覧数	4,612人	7,400人
子育てしやすいまちと感じている市民の割合	43.9%	55%
麻しん風しん混合予防接種(第1期・第2期)の接種率	97.9%	現状維持

主な事業

- ▶ 産後ケア事業
- ▶ 放課後子ども教室推進事業
- ▶ 児童一時預かり支援事業
- ▶ 学童保育所整備事業
- ▶ ファミリー・サポート・センター運営事業
- ▶ 子ども医療費助成事業

- 関連する個別計画：第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画
八千代市第2次健康まちづくりプラン



八千代台東学童保育所

第1節 子ども・子育て

3 子ども・家庭支援

関連するSDGs



将来のまちの姿

全ての子どもや家庭への支援が整い、子どもの人権が守られているまち

現況と課題

本市における児童虐待新規相談件数は、平成27（2015）年度は362件でしたが、令和元（2019）年度は505件と約1.4倍に増加しています。特に、言葉で脅す、子どもの前でドメスティックバイオレンス（DV）*があるなどの心理的虐待の割合が高く、全体の4割以上となっています。

児童虐待の早期発見・再発防止のため、子ども相談センターを子ども家庭総合支援拠点として位置づけ、関係機関との連携強化や地域の見守り等を行い、相談体制の整備を図ったものの、相談件数は増加傾向を続けていることから、児童虐待に係る相談援助体制の更なる充実強化が重要となっています。

本市のひとり親家庭は、近年増加傾向にあり、その多くは子どもの養育や家事などの日常生活の問題を抱え、経済的に厳しい状況に置かれているとともに、ひとり親家庭の相談体制について、十分に周知が図られていないことが課題となっています。

こうした状況を踏まえ、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、子どもが心身共に健やかに成長できるよう相談体制を整え、福祉、雇用などの多岐にわたる支援をしていくことが求められています。

基本方針

児童虐待の早期発見・再発防止を図るため、関係機関と連携した支援体制を強化するとともに、相談窓口の普及・啓発を始めとした児童虐待防止啓発活動を継続的に実施していきます。

また、ひとり親家庭が、仕事と子育てを両立させ、生活の安定と経済的に自立できる環境を整備するため、関係機関と連携し、相談支援や経済的支援の充実に努めます。

*ドメスティックバイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

施策内容

(1) 児童虐待の防止

① 児童虐待の早期発見から再発防止

- 要保護児童対策地域協議会を活用した機関連携の仕組みと調整機関の強化に努めます。
- 児童虐待に関する相談支援や対応が円滑に実施できるよう、職員の専門性を高めるための研修等の工夫を図るなど、相談援助体制の充実強化を図ります。
- 児童虐待の背景には、養育者の心身の状態、経済問題、子どもの特性など、様々な要因があることを踏まえ、実情を把握し、有効な福祉サービス等の資源につなげます。
- 子育て世代包括支援センターなどの相談窓口と連携するとともに、体罰・暴言に頼らない具体的な対応に関する子育て講座や広報及びポスター・リーフレット等による広報・啓発を進め、児童虐待の早期発見から再発防止を図ります。

(2) ひとり親家庭への支援

① 生活の安定と自立支援

- 日常生活、子育て、就労等の相談に対し、適切なサービスにつなげるため、母子・父子自立支援員が総合的な窓口となって関係機関と連携し支援します。

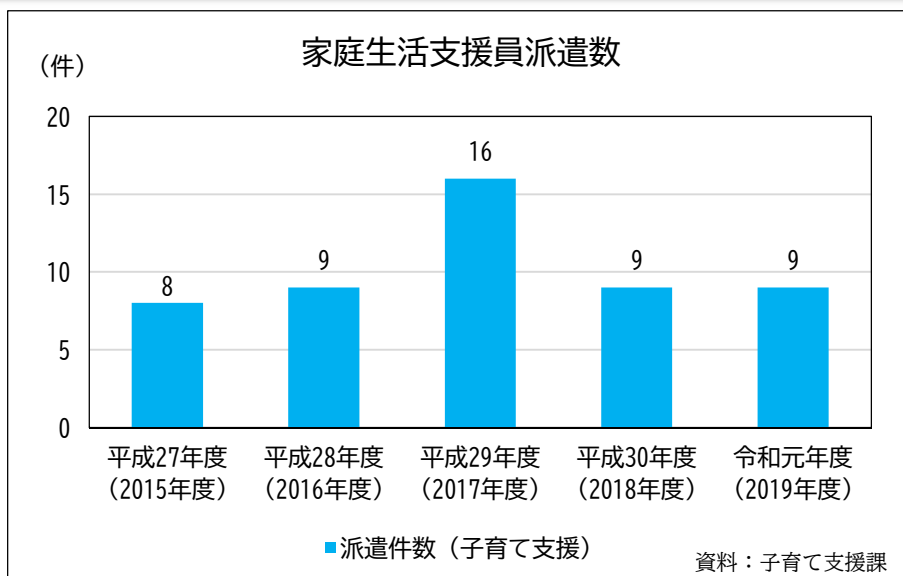
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
児童虐待に関する研修・講習会受講者数	304人	400人

主な事業

- ▶ 子ども相談センター事業
- ▶ 母子（父子）寡婦等福祉事業

- 関連する個別計画：第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画



第2節 地域福祉

1 地域共生

関連するSDGs



将来のまちの姿

一人ひとりが互いを認め合い、支え合いながら誰もが安心して暮らすまち

現況と課題

少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化，社会を取り巻く環境が大きく変化する中で，家族や近隣住民・地域で支え合う力が弱まり，また，一人ひとりの価値観の多様化，プライバシーの配慮など，身近な地域での交流や結びつきが希薄になっています。

このことは，ある意味では自由な生活をもたらしたといえますが，一方では高齢者のひとり暮らし世帯の増加や孤独死，社会からの孤立などの新たな社会問題を生じさせています。

このため，子どもから高齢者まで，年齢や障害の有無に関わらず，市民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに生活できるようにするために，行政，地域住民，ボランティアなどが連携し，各々の役割を認識しながら地域づくりに取り組むことが必要となっています。

基本方針

市民一人ひとりが家庭や地域社会の中で，年齢や障害の有無にかかわらず，人としての尊厳を持ち，住み慣れた地域で，安心して生活が送れるよう，行政のみならず地域住民やボランティア，地域団体などとの連携により，支え合い助け合える温かみとふれあいのある地域づくりを総合的に推進します。

施策内容

(1) 人材・団体等の育成と活動支援

① 人材・団体等の育成

- 活動団体の講演会や各行事等の機会を通して，地域福祉の普及・啓発に努めるとともに，ボランティア育成講座等の充実を図り，福祉サービスを担う人材の育成・確保に努めます。

② 福祉団体の活動支援

- 社会福祉協議会を始めとする各種社会福祉法人，ボランティア団体等の活動を支援します。

(2) 地域福祉のネットワーク化

① 地域協力体制づくり

- 家庭，学校，地域社会・住民などに対し，講演会や各種行事等の機会を通じて，地域福祉の理解を高めながら，相互の支え合いにより地域力の強化や地域の課題を地域で受け止めるための協力体制づくりを推進します。

② 地域住民・団体のネットワーク化の促進

- 地域の担い手として期待されるボランティア団体やNPO*法人のネットワーク化を促進し，地域に根ざした福祉サービスの提供に努めます。

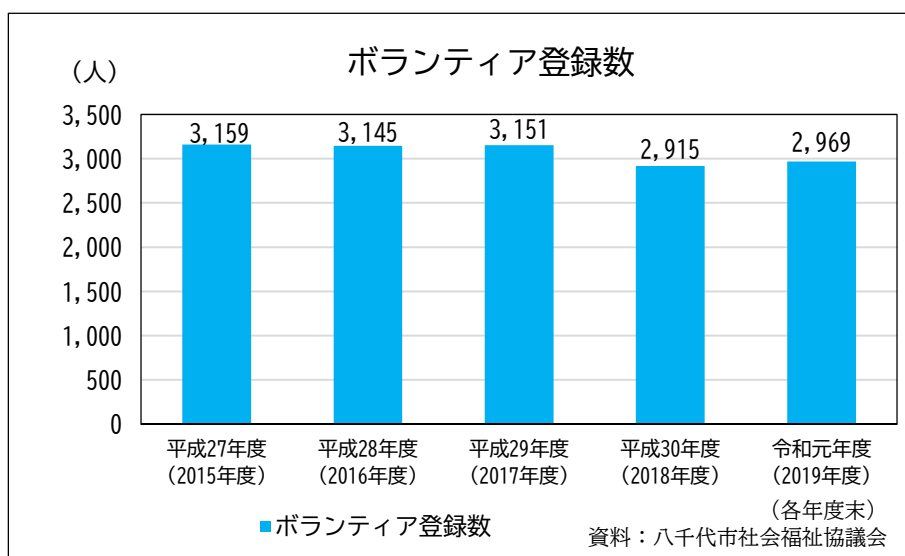
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
ボランティア登録数	2,969人	3,130人
ボランティア・地域活動への参加の割合	24.9%	30.0%

主な事業

- ▶ 社会福祉協議会運営補助事業
- ▶ 福祉センター運営管理事業
- ▶ 厚生総務事業
- ▶ 地域共生社会構築事業

● 関連する個別計画：八千代市地域福祉計画



*NPO：Non-Profit Organization の略。民間非営利団体。政府や企業などではできないか効率的でない社会的な問題に，非営利で取り組む民間団体のこと

第2節 地域福祉

2 障害者支援

関連するSDGs



将来のまちの姿

障害の有無にかかわらず，一人ひとりが互いに自主性や主体性を尊重し，住み慣れた地域で安心して暮らすまち

現況と課題

本市の身体・知的・精神の障害者手帳所持者は増加傾向にあることに加え，発達障害や高次脳機能障害，難病に起因する障害がある人に対する支援も求められています。

また，障害の重度化・重複化，障害者や家族の高齢化が進んでいることから，障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療により，出生から高齢期に至る健康保持・増進等を図るとともに，必要なときに必要な支援が受けられるよう，総合的な保健福祉サービスの提供が必要となっています。

親亡き後も見据えつつ，すべての障害者等が個人として尊重され，社会を構成する一員として，社会，経済，文化等あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され，地域社会の中で人々と共生し，その人らしく暮らせるよう，障害福祉サービス等の充実や，自己決定，自己実現を支援することや，権利を擁護するための仕組みが必要です。

基本方針

障害者やその家族が地域社会の中で人々と共生しながら，住み慣れた地域で安心してともに暮らし社会に参加していくことを目標に，障害のある人の自己決定・自己実現を支援するとともに，障害のある人に対する理解を促進し，虐待防止や差別の解消，権利擁護，情報保障のための取組，障害福祉サービス等や相談支援体制の充実を推進します。

(1) 障害の発生予防・早期受診, 治療

① 発生予防・早期発見

- 健康診断の実施等, 障害の予防や早期発見に努めます。また, 障害児については, 1歳6か月児健康診査, 3歳児健康診査後の関係機関への連携を行います。

② 心の健康づくり

- 誰もが心の健康の大切さを正しく理解し, 心の健康づくりのための適切な行動や対応が取れるよう普及・啓発を推進します。

③ 治療・療育体制の充実

- 医療機関など関係機関との連携のもとに, リハビリテーション*体制, 地域医療体制の充実に努めます。
- 障害児に対する外来・巡回相談などの充実に努めます。また, 障害児に適切な支援ができるよう, 通所支援機能, 地域支援機能, 相談支援機能の3つを大きな柱として, 児童発達支援センターの施設機能の充実に図ります。

(2) 障害者(児)福祉サービスの充実

① 相談・支援体制の充実

- 障害者(児)やその家族が必要な障害福祉サービス等を選択し, 地域で安心して暮らせるよう, 相談・支援体制を充実します。
- 相談・支援体制の充実のため, 関係機関と連携を図ります。

② 生活の場の確保・支援

- 障害者の重度化・高齢化, 親の高齢化などに対応するため, 地域生活支援拠点等の整備を進めます。
- 誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう, 障害の特性に応じた住居を確保するため, グループホーム*の整備を支援します。
- 災害時の障害者等の支援のため, 避難行動要支援者名簿を整備するとともに, 福祉避難所の確保を図ります。
- 重度重複障害者や医療的ケアが必要な方などの地域生活を支えるための体制の整備を図ります。

③ 障害者団体への支援

- 障害者団体の活動を支援するとともに, 障害者団体が利用できる場の充実に努めます。

*リハビリテーション：病気や外傷が原因で心・身の機能と構造の障害と生活上の支援の必要が生じたときに、個人とその人が生活する環境を対象に、多数専門職種が連携して問題の解決を支援する総合的アプローチの総体

*グループホーム：高齢者や障害者等が、専門職員による支援を受けながら日常生活を営む共同生活住居

(3) 社会参加の促進

① 雇用・就労の促進

- ハローワーク*や関係部署と連携を図りながら、障害者の就労を促進します。また、障害者の就労件数が増えるよう、障害福祉サービス利用の支援や事業所との連携を図ります。
- チャレンジドオフィスやちよで就労の実務経験を積み、一般就労へ進むための支援を行います。

② ライフステージ*に応じた支援

- ライフサポートファイル*の活用を進め、障害者（児）のすべてのライフステージに応じて切れ目のない支援を行います。

③ 障害者（児）に対する理解の促進

- 障害者（児）の人権を擁護し、偏見、差別のない社会づくりに努めます。
- 八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例に基づき、障害者のコミュニケーション手段の理解促進等を図ります。
- 障害の有無にかかわらず、参加できる交流の機会を増やします。また、障害者福祉に関する広報や情報提供を充実させ、障害者（児）への理解を促進します。
- 日常生活のあらゆる分野におけるユニバーサルデザイン*化を推進します。
- 障害者差別解消法の周知や、虐待の防止などの権利擁護に係る体制の整備に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
地域生活支援拠点等の数	0 箇所	3 箇所
グループホームの利用者数	96 人	150 人
福祉避難所の協定締結数	8 事業所	11 事業所
就労移行支援事業所等を利用して一般就労した人の数	41 人	53 人
外来児童利用者数	4,404 人	4,914 人
保育所等訪問支援事業支援児童数	124 人	288 人

*ハローワーク：公共職業安定所の愛称

*ライフステージ：人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階

*ライフサポートファイル：ライフステージごとに支援が変わりやすい移行期において、一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることができる情報伝達ツールのこと

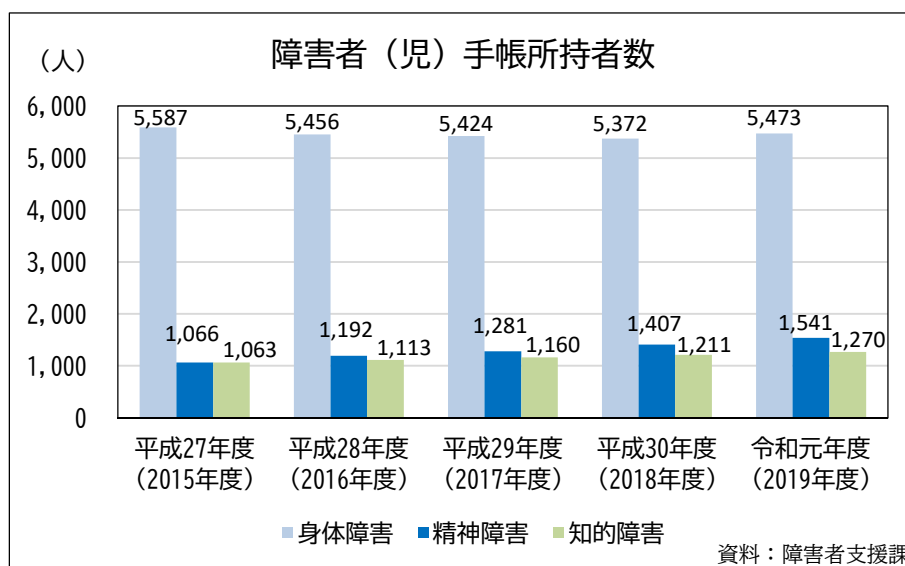
*ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすく分かりやすい設計

主な事業

- ▶ 児童発達支援センター・すてっぴ21大和田整備事業
- ▶ 障害者グループホーム整備費補助事業
- ▶ 障害福祉計画・障害児福祉計画策定事業
- ▶ 障害者自立支援事業

- 関連する個別計画：八千代市第5次障害者計画

八千代市第6期障害福祉計画・八千代市第2期障害児福祉計画



第2節 地域福祉

3 高齢者支援

関連するSDGs



将来のまちの姿

高齢者が生涯にわたり健やかで安心した生活を送るまち

現況と課題

本市の高齢化率は、令和2（2020）年3月末時点で25%となっており、今後ますます高齢化の進行が予想される中で、高齢の単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるため、保健・医療・福祉の各サービスを総合的に推進し、高齢者が安心して生活することができる地域を築くことが必要になります。

また、元気な高齢者の知識と経験を活かした就労機会の確保や、地域社会の支え手として活躍できる場の確保並びに生涯学習の充実による学びなど、生きがいを持って暮らせる環境づくりを推進する必要があります。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、すべての世代の市民とともに支え合いながら作り上げることを目指すとともに、介護保険事業と連携し、保健・医療・福祉における各サービスの総合的な支援を推進します。

施策内容

（1）高齢者福祉サービス

① 保健福祉サービスの充実

- 介護予防・生活支援・家族介護支援のサービスを充実し、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

（2）生きがい対策の推進

① 社会参加の促進

- 高齢者の知識や経験を活かす、シルバー人材センターや老人クラブの活動を支援します。
- 「ふれあい大学校」を開催し、高齢者の学ぶ機会の充実を図ります。

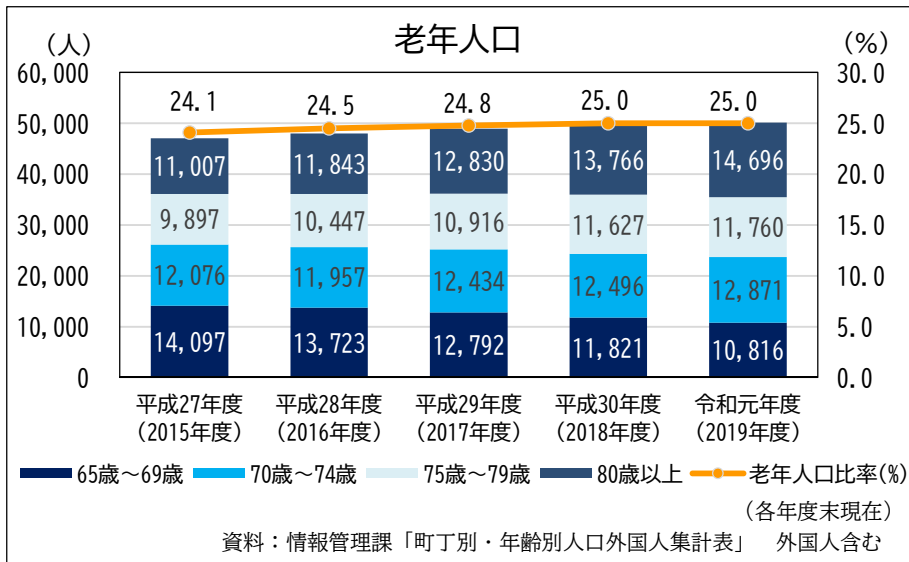
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
高齢者福祉サービスが充実していると感じる比率	29.1%	36%
趣味やボランティア等の地域の会やグループ等に参加又は就労している高齢者の割合	61.3%	65%

主な事業

- ▶ 高齢者運転免許証自主返納支援事業
- ▶ 高齢者外出支援事業
- ▶ 在宅福祉サービス事業
- ▶ 生きがい対策事業

- 関連する個別計画：八千代市高齢者保健福祉計画
(第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)



ふれあい大学校

第2節 地域福祉

4 生活困窮者等支援

関連するSDGs



将来のまちの姿

生活に困っている人が必要な支援を受けることができ、自立し安定した生活を送るまち

現況と課題

令和2（2020）年に世界中で蔓延した新型コロナウイルス感染症は、社会経済に甚大な影響をもたらし、低所得者世帯が生活困窮に至るリスクが高まっています。

また、生活保護受給世帯のうち、世帯主が出身世帯においても生活保護を受給していた世帯は少なくなく、いわゆる「貧困の連鎖*」も看過できない状況です。

平成27（2015）年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活保護に至る前段階での生活困窮者に対して自立相談支援や住居確保給付金の支給などの支援を実施しているところですが、今後も生活保護事業との連携はもとより、多種多様な課題を抱える生活困窮者それぞれの状況に応じた適切な支援が求められています。

基本方針

生活困窮者の安定した生活と自立を支援するとともに、「貧困の連鎖」を防ぐ観点から、低所得者世帯の子どもたちへの就学支援の充実を図ります。

また、多種多様な課題を抱える生活困窮者の状況に応じ、就労に向けた支援や必要な各種福祉分野につなげる相談支援体制に努めます。

施策内容

（1）自立の支援

① 相談助言の充実

- 多種多様な課題を抱える生活困窮者からの相談に対し、各種支援施策の情報提供や助言に努めます。

*貧困の連鎖：生活困窮・生活保護世帯で育った子どもが、大人になっても再び生活困窮に陥ったり生活保護を受ける状態を表す言葉

② 就労の支援

- 就労可能な生活困窮者の求職相談に応じ、職業安定所等との連携による就労支援に努めるとともに、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一定期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 家庭・就学への支援

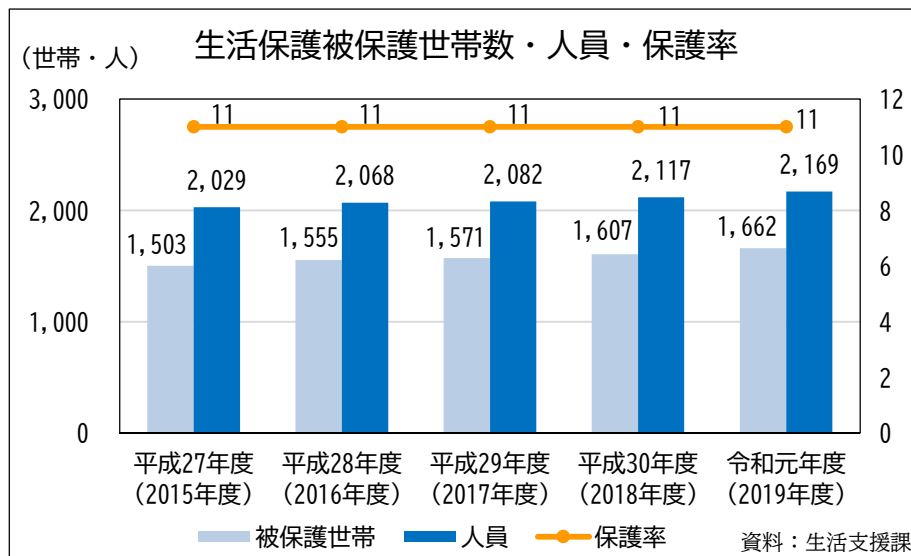
- 子どものいる生活困窮世帯に対し、家庭生活の支援や学習の支援を行い、貧困の連鎖の防止に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
就労支援を受けて就労・増収した生活保護受給者の割合	40.0%	46%
学習支援を受けて高校等へ進学した生徒の割合	100%	現状維持
学習支援を受けて高校等で学習を継続している学生の割合	100%	現状維持

主な事業

- ▶ 生活保護事業
- ▶ 生活困窮者自立支援事業



第3節 社会保険

1 国民健康保険・後期高齢者医療

関連するSDGs



将来のまちの姿

持続可能な医療保険制度によって、被保険者が健康に暮らすまち

現況と課題

国民健康保険事業は、制度の構造的な課題として、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いという面を持つ一方、所得水準が低く脆弱な財政基盤となっていることから、持続可能な医療保険制度の確立を図るため、平成30（2018）年度から、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うこととなり、市町村は、資格管理・保険給付の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなりました。

このため、市民の健康生活の向上と医療費抑制の観点から、疾病の早期発見や重症化予防のための取組を保健・医療・福祉の各分野と連携して推進していく必要があります。

また、75歳以上の高齢者等が加入する後期高齢者医療制度については、千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、適正な運営に努める必要があります。

基本方針

国民健康保険・後期高齢者医療制度の適正な運営に努めるとともに、被保険者の健康の保持・増進のために、保健・医療・福祉との連携による予防医療を中心とした保健事業の充実を図ります。

施策内容

（1）適正な制度運営

① 医療費適正化対策の推進

- レセプト*点検による資格の有無、重複請求、算定誤りなどの確認を行い、また、第三者行為による事故などに対する損害賠償と保険給付の調整を図り、医療費の適正化事務の強化に努めます。

② 収納率向上対策の推進

- 保険料の収納率向上のため、口座振替の推進など納付環境の整備や収納体制の充実に努めます。

*レセプト：診療報酬明細書

(2) 保健事業の推進

- 疾病予防・早期発見による重症化の防止及び保健事業の推進に努めます。また、人間ドック・特定健康診査等の受診率の向上や保健・医療・福祉と連携した事業推進を図ります。

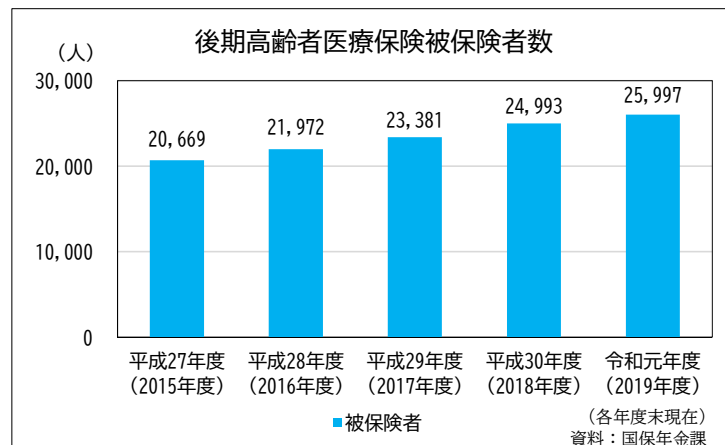
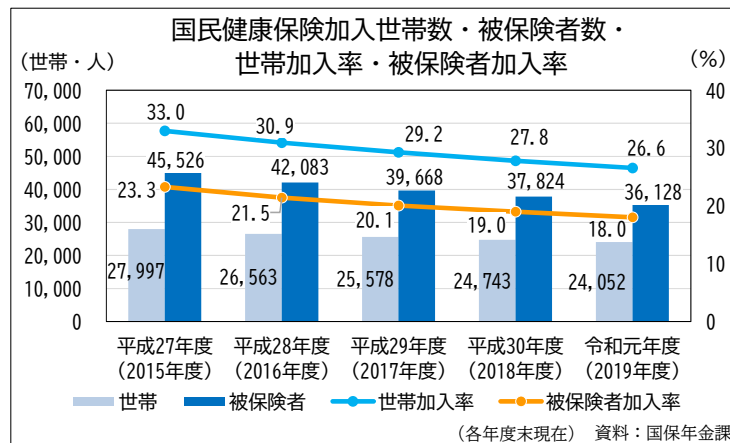
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
国民健康保険料収納率(現年分)	90.30%	93.02%
特定健康診査受診率	30.6%	36%

主な事業

- ▶ 医療費適正化特別対策事業
- ▶ 短期人間ドック助成事業
- ▶ 特定健康診査・特定保健指導事業

- 関連する個別計画：第2期八千代市保健事業実施計画(データヘルス計画)
第3期八千代市国民健康保険特定健康診査等実施計画



第3節 社会保険

2 介護保険

関連するSDGs



将来のまちの姿

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を送るまち

現況と課題

団塊の世代*が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年，更に団塊ジュニアが65歳を迎える令和22（2040）年に向け，高齢の単身世帯や高齢者のみの世帯の増加，認知症の人の増加など，更に介護サービスの需要が増加，多様化すると予測される一方，総人口・現役世代の人口減少が顕著となり，市内の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となっています。

また，医療や福祉，地域ボランティアなど多様な社会資源を結びつけ，住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

基本方針

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じ自立した日常生活を送れるよう，介護（予防）サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業を推進し，地域包括ケアシステムの構築を図ります。

*団塊の世代：昭和22（1947）年から昭和24（1949）年までのベビーブームに生まれた世代

施策内容

(1) 保険サービスの充実

① 実施体制の整備

- 介護保険法に基づき、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する事項などを定める介護保険事業計画を3年ごとに策定します。
- 要支援・要介護認定者及び介護サービス事業所等の増加並びに介護保険の制度改正等に対し、事業を適正に実施するために必要な体制を計画的に整備します。

② 介護（予防）サービスの充実

- 介護サービス事業者への実地指導や介護相談員の派遣等を行うことにより、介護（予防）サービスの適正化及び質の向上を図ります。

③ 施設整備への助成

- 介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスに係る施設整備へ助成します。

(2) 保険財政の健全運営

① 財政運営の適正化

- 第1号被保険者*の保険料の均衡を図るため、介護保険法に基づいて3年ごとに保険料を見直します。
- 介護（予防）給付の請求に対する点検などにより、給付の適正化に努めます。
- 口座振替利用の推進などによる収納率の向上に努めます。

② 広報活動の推進

- 広報やちよや市ホームページなどを通じて、介護保険制度や保険給付の内容についての周知と情報の提供に努めます。

(3) 地域支援事業の推進

① 介護予防の推進

- 高齢者が要介護状態等となることを予防するため、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

② 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターに適正な人員を配置するとともに、市の後方支援機能を高め、保健・医療・福祉サービスを始めとする制度の利用につなげる総合的な窓口機能の充実を図ります。

*第1号被保険者：介護保険制度において、介護保険料を納める義務と介護給付を受ける資格のある65歳以上の人のこと

③ 在宅医療・介護連携体制の推進

- 医療・介護に携わる関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供する体制を構築するため、推進会議や研修会を開催します。

④ 生活支援体制の整備

- 介護予防の取組や生活支援サービス体制を整備するため、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人などと連携し、生活支援コーディネーター*の配置や担い手の養成を行います。

⑤ 認知症施策の推進

- 認知症の人が暮らしやすい地域づくりを推進するため、認知症に関する正しい知識と理解を深める啓発を行うとともに、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム*による支援を行います。

⑥ 地域ケア会議の推進

- 高齢者の介護予防・重度化防止を図るため、医療・介護に関わる専門職などによる地域ケア会議を推進します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
利用している介護サービスに不満がない人の割合	24.4%	30.0%
介護保険料収納率(普通徴収)	89.1%	90.0%
地域包括支援センターの認知度	51.9%	60.0%

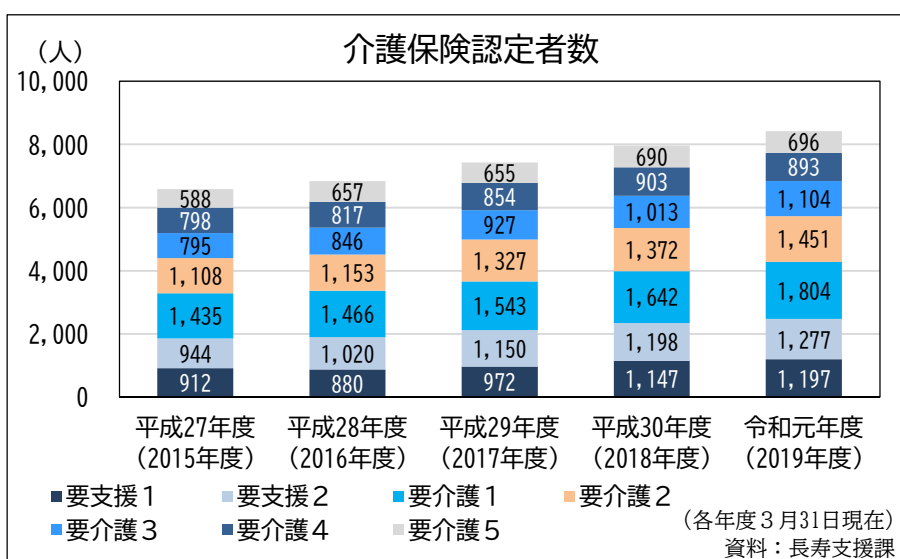
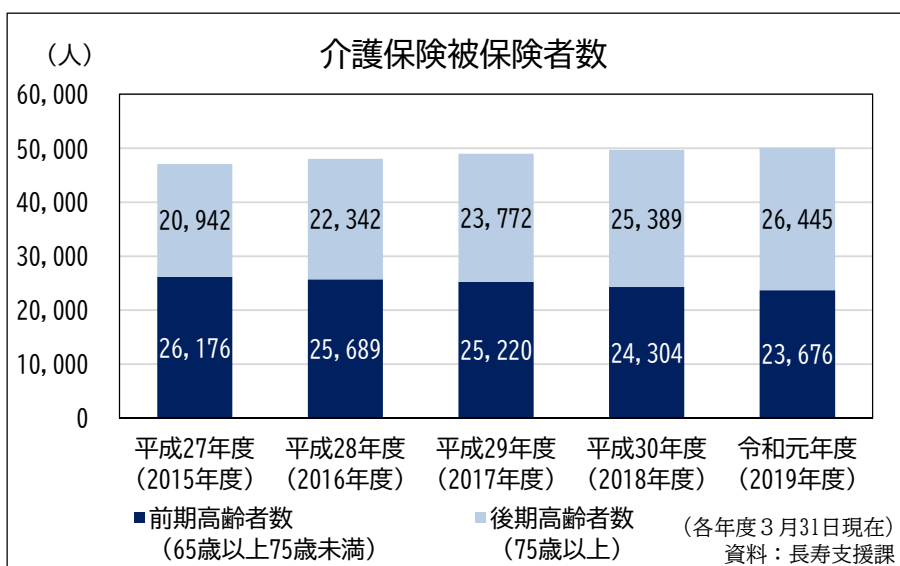
主な事業

- ▶ 介護保険施設整備事業
- ▶ 介護保険事業計画策定事業
- ▶ 地域ケア会議推進事業
- ▶ 大和田地域包括支援センター委託事業

- 関連する個別計画：八千代市高齢者保健福祉計画
(第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)

*生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

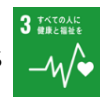
*認知症初期集中支援チーム：複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、認知症状の評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチーム



第3節 社会保険

3 国民年金

関連するSDGs



将来のまちの姿

市民一人ひとりが、世代間の支え合いという考えのもと年金制度に加入し、将来の安定した生活基盤を築くまち

現況と課題

国民年金は、長い老後の生活において基礎的な部分を生涯にわたり保障することと、万一の事故・病気または遺族となった時の保障制度として必要不可欠な制度です。

少子高齢化が進行し、中長期的には現役世代の人口減少が見込まれる中で、近年、働き方の多様化や就労期間の拡大に応じた年金制度の改正が行われ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図っていくこととされました。

今後、年金制度改革の動向を踏まえつつ、制度を維持するうえで、制度の理解周知とともに、国民年金未加入と保険料未納への対策をさらに推進する必要があります。

基本方針

国民共通の基礎年金制度の理念のもと、加入対策を推進するとともに、学生納付特例制度、納付猶予制度、免除制度等の周知を図り、市民の受給権の確保につなげます。

施策内容

(1) 加入の推進・収納の支援

① 加入対策の推進

- 窓口での勧奨や情報提供を通して、未加入者の解消に努めます。

② 保険料収納対策の支援

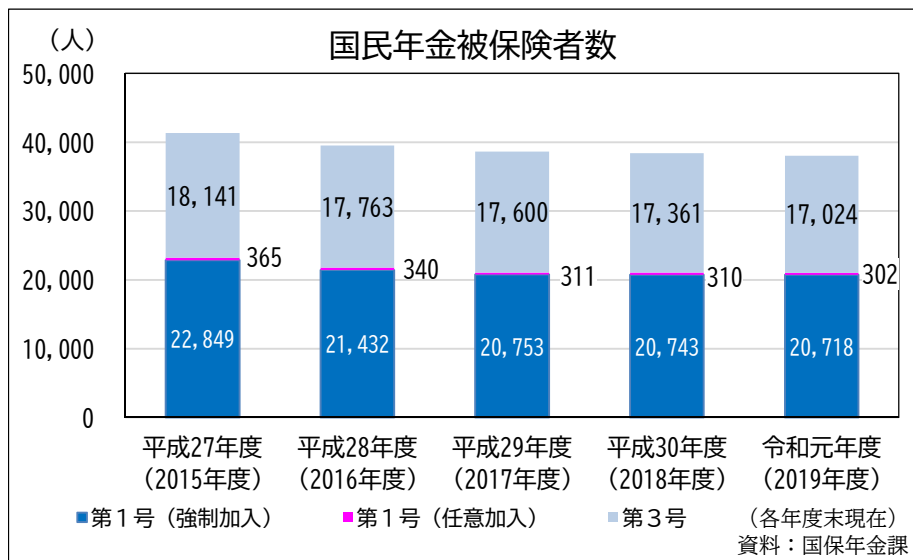
- 窓口での納付勧奨及び学生納付特例制度、納付猶予制度、免除制度の周知を図り、未納者及び無年金者の解消に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
国民年金保険料現年度納付率	69.9%	74.0%

主な事業

- ▶ 基礎福祉年金事業



第4節 健康

1 保健

関連するSDGs



将来のまちの姿

誰もが命を大切にし、健康づくりに主体的に取り組み、いきいきとした生活を送るまち

現況と課題

人口減少と少子高齢化が進む中、地域の活力の維持・向上を図るためには、高齢者世代を含め、より多くの市民が意欲や能力に応じて、社会の担い手としてより長く活躍できる環境整備を進めることが必要であり、その土台として、疾病の予防や健康づくりを強化し、健康寿命の延伸を図ることが求められています。

特に、がん（悪性新生物）や循環器疾患（心疾患、脳血管疾患）の生活習慣に起因する疾病は、本市における死因の約5割を占めるなど、医療費への影響も大きく、生活習慣病の予防と重症化予防への対策は不可欠です。

また、健康への関心が高い人と無関心な人との健康格差は大きな課題であり、自然に健康になれる環境づくりや行動変容を促す仕掛けなど新たな手法を活用し、健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進が求められています。

併せて、ストレス対処などのこころの健康づくりのほか、経済格差など様々な社会的要因が重なることによって起こる自殺を防ぐための対策は、「生きることの包括的支援」として市が取り組むべき課題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症*の発生をきっかけに、一人ひとりが基本的な感染症対策を行うことの重要性が再認識されており、継続的な感染予防の取組が求められています。

基本方針

生涯にわたり健康で心豊かな暮らしを支えるために、健康的な生活習慣の取組を支援し、一人ひとりの健康課題に応じた主体的な健康づくりを推進するとともに、健康診査やがん検診、予防接種、健康相談等の充実を図るほか、新たな感染症などの健康危機への対応に努めます。

また、市民と地域、行政・関係機関等が協力し相互に支え合いながら、地域社会全体で市民の健康を守る環境づくりを推進します。

併せて、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、市民一人ひとりが命を大切に「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」を進めます。

*新たな感染症：人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

(1) 健康づくりの推進

① 健康的な生活習慣の取組支援

- 市民が健康づくりに関する知識や情報を得るとともに、自らの生活習慣を振り返る機会をもつことにより、各々の健康課題に気付き、健康に良い生活習慣の実践につながるよう、健康相談（保健指導）、健康講座、がん検診・特定健康診査等を通じて支援します。

② 健康づくりを支える環境整備

- 健康づくりのための活動を行う人材の育成・支援を行うなど、市民と地域、行政・関係機関等が連携し、地域社会全体で市民の健康を守る環境づくりを推進します。

③ いのち支える自殺対策

- 八千代市いのち支えるまちづくりプランに基づき、こころの不調や悩みのサインに気付くことができる人材の育成、住民への啓発と周知、生きることへの促進要因への支援（居場所づくりの推進）などに取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」の実現を目指します。

(2) 疾病対策の推進

① 各種がん検診及び生活習慣病対策

- がん検診等の有効性に基づき、より精度の高いがん検診等の実施に努めます。
- 特定健康診査等を受けることにより、生活習慣病の予備軍や生活習慣病を早期発見し、特定保健指導による生活習慣の改善や適切な治療につながるよう努めます。

② 感染症対策

- 感染症に対する定期予防接種の接種率の向上を図るとともに、保健所（健康福祉センター）や関係機関と連携のもと、結核、エイズ、狂犬病等の感染予防の普及・啓発に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症に関しては、「感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）」や「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく国・県の対策を踏まえて感染予防の普及・啓発に努めます。

指標

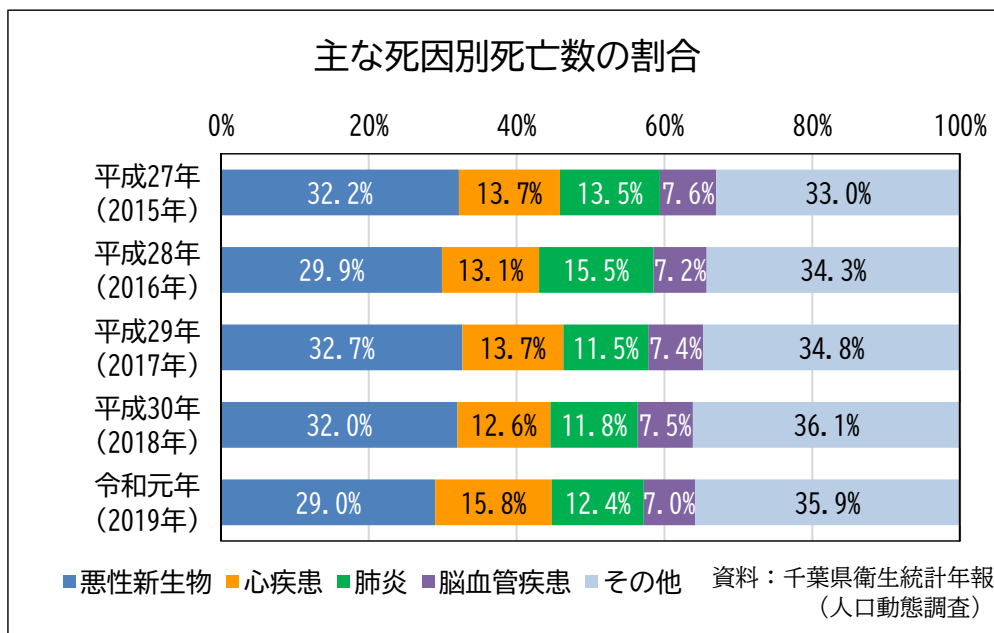
区分	現況値	目標値(令和6年度末)
自分が健康だと感じている市民の割合	77.8%	80%
65歳平均自立期間*	男性 18.22年 女性 21.13年 (平成28年)	延伸
ゲートキーパー*養成講座修了者数	100人	400人
定期的に健康診断・健康診査を受けたり人間ドックを利用する市民の割合	65.0%	70%

主な事業

- ▶ 健康まちづくりプラン・いのち支えるまちづくりプラン策定事業
- ▶ 成人保健事業 ▶ 地域自殺対策事業 ▶ 狂犬病予防等対策事業

- 関連する個別計画：八千代市第2次健康まちづくりプラン
八千代市いのち支えるまちづくりプラン
八千代市高齢者保健福祉計画
(第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)
第2期八千代市保健事業実施計画(データヘルス計画)
八千代市新型インフルエンザ等対策行動計画

*65歳平均自立期間：65歳の日常生活動作が自立している期間の平均(要介護2～5以外を自立の状態とする)
*ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のこと



八千代市保健センター

第4節 健康

2 医療

関連するSDGs



将来のまちの姿

充実した救急医療体制と地域における切れ目のない医療の提供により、誰もが安心して暮らすまち

現況と課題

高齢化の進行に伴い、今後、疾病構造が変化し、慢性疾患の患者や介護が必要な高齢者が増え、医療や介護依存度が高い人でも在宅療養を必要とする人の増加が予想されており、地域において切れ目のない医療の提供を行うことが求められています。

地域医療支援病院である東京女子医科大学附属八千代医療センター（以下「八千代医療センター」という。）を中心に、地域の医療機関と連携し、それぞれの役割に応じた地域医療体制を継続するとともに、市民に周知することで、医療資源*の効率的かつ有効な活用を図っています。

質の高い医療体制を構築するため、新たに看護学部が設置された秀明大学において看護師の養成に取り組んでいますが、未だ看護師の充足には至っていない状況にあります。

救急医療では、医師会、歯科医師会、八千代医療センターの協力を得ながら、夜間休日の救急医療体制を構築しています。小児の救急医療体制については、八千代医療センターにおいて初期救急から三次救急まで、病状の程度にかかわらず一か所で診療することができる体制を構築しており、子どもを安心して育てることができる環境を整えています。今後もこの救急医療体制を安定的に継続していく必要があります。

基本方針

充実した質の高い医療体制が構築できるよう、看護師の充足を図る方策を関係機関と検討し、地域において切れ目のない医療の提供に努めます。

また、安心した暮らしを支えるため、引き続き、救急医療の中核を担う八千代医療センターに支援を行うとともに、関係機関との連携強化を図りながら、今後も救急医療体制を安定的に継続できるよう努めます。

*医療資源：医療の提供に必要な医師・看護師等の医療スタッフや医療施設・医療機器・医薬品などのこと

施策内容

(1) 地域医療体制の充実

① 地域医療連携の推進

- 八千代医療センターを中核に、地域医療機関と連携したそれぞれの役割に応じた地域医療体制を継続し、切れ目のない医療の提供を図ります。

② 看護師の確保

- 看護師の充足を図る方策を関係機関とともに検討し、実施していきます。

(2) 救急医療体制の継続

救急医療の中核を担う八千代医療センターを支援し、地域医療機関・関係団体の協力を得ながら、救急医療体制を安定的に継続していきます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
地域医療体制が整っていると感じている市民の割合	57.8%	60%

主な事業

▶ 公的病院等救急医療事業補助事業

▶ 地域医療対策事業

